

松戸市地域生活支援拠点等整備イメージ図

地域生活支援拠点等整備とは…

松戸市が主体となり地域生活支援拠点等を整備します。

《松戸市(障害福祉課)》



障害のある方が地域で安心して生活していけるように、サービス体制を構築していくものです。
具体的には、障害の重度化、高齢化、親による介護等が難しくなった場合に備えるため、以下の5つの機能を地域の実情に応じて整備するものです。

- ①相談…緊急時における相談やサービス調整
- ②緊急時の受け入れ・対応…介護者が急病等で不在となった場合の短期入所等の利用支援
- ③体験の機会・場…自立した生活を見据えた、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の場の提供
- ④専門的人材の確保・養成…医療的ケアや行動障害等に対応できる体制や人材の養成

連携・協力

《基幹相談支援センター(中央・小金・常盤平)》
(地域生活支援拠点等運営協議会事務局)

機能:①相談
④専門的人材の確保・養成

《緊急一時保護運営事業者》

機能:②緊急時の受け入れ・対応
③体験の機会・場(短期入所)



《相談支援事業者》

機能:①相談(緊急利用に備えた事前登録や、コーディネーターとして緊急時の受け入れ支援)



・緊急時利用に備えた事前登録(相談支援事業者等経由)
・体験利用の相談



《◆緊急時の受け入れ・対応を行う事業者(短期入所)》

機能:②緊急時の受け入れ・対応



本人・家族



必要な情報の提供、支援

相談

体験利用の相談(相談支援事業者等経由)

《体験の機会や場の提供を行う事業者(日中活動系サービス事業者、グループホーム等)》

機能:③体験の機会・場の提供

体験の機会・場の提供

